

旅費条例附則に「当分の間」の適用と規定されている県内日当の取扱いについて、見直しのうえ本則に定めるほか、所要の改正をしようとするもの。

## 1 見直しの背景

- 北上市行財政改革緊急プログラム実施時に改革プランの1項目として県内日当の凍結を導入し、行財政構造改革計画、経営改革と引き継いできたところである。
- 諸改革の所期の目的を達したことから、内容を見直したうえで県内日当の凍結を解除しようとするもの。

## 2 見直し内容

- (1) 県内日当の支給を再開するが、おおむね50km圏内の市町村への日帰り旅行については引き続き支給しないこととする（詳細は次項目参照）。
- (2) その他条文について所要の見直しを行う。

## 3 日当規定の見直し

### (1) 日当の定義

旅行中の昼食費を含む諸雑費及び目的地である地域内を巡回する場合の交通費を補うための旅費（昼食代等1/2、目的地内交通費1/2）

### (2) 原則の日当の金額（改正なし）

| 区分 | 県外     | 県内     |
|----|--------|--------|
| 金額 | 2,500円 | 2,100円 |

## 3 日当規定の見直し（続き）

### (3) 日当の調整規定

| 改正前  |   | 改正後   |  |   |
|--|---|---|--|---|
| 本則   | 附則規定(現在)  | 次の市町村への旅行の場合は支給しない。ただし、宿泊を伴う場合の2日目以降は支給。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 盛岡市</li> <li>● 花巻市</li> <li>● 遠野市</li> <li>● 一関市</li> <li>● 奥州市</li> <li>● 滝沢市</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 紫波町</li> <li>● 矢巾町</li> <li>● 西和賀町</li> <li>● 金ケ崎町</li> <li>● 平泉町</li> </ul> </td> </tr> </table> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 盛岡市</li> <li>● 花巻市</li> <li>● 遠野市</li> <li>● 一関市</li> <li>● 奥州市</li> <li>● 滝沢市</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 紫波町</li> <li>● 矢巾町</li> <li>● 西和賀町</li> <li>● 金ケ崎町</li> <li>● 平泉町</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 盛岡市</li> <li>● 花巻市</li> <li>● 遠野市</li> <li>● 一関市</li> <li>● 奥州市</li> <li>● 滝沢市</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 紫波町</li> <li>● 矢巾町</li> <li>● 西和賀町</li> <li>● 金ケ崎町</li> <li>● 平泉町</li> </ul> |   |  |   |
| 次の市町村への旅行の場合は定額の2分の1の額を支給  | 県内への旅行の場合は、当分の間、支給しない。ただし、宿泊を伴う場合の2日目以降は支給。   |   |  |   |

※ おおむね50km圏内であれば公用車の場合約1時間半程度で移動して半日で業務を終えることが可能であることから、日当の意味（昼食代等1/2、目的地内交通費1/2）を勘案すると支給する意義は薄いと考えられる。

### (4) 日当規定に係る他市の状況

| 市   | 内容  |
|-----|---|
| 盛岡市 | 宮古市(区界に限る。)、滝沢市、雫石町及び矢巾町は支給しない。                           |
| 花巻市 | 一律、宿泊を伴う場合にのみ支給。ただし、片道500km以上の日帰り旅行の場合の増額調整あり。            |
| 奥州市 | 北上市、一関市、金ケ崎町及び平泉町は支給しない。                                  |
| 一関市 | 奥州市、北上市、平泉町、金ケ崎町、陸前高田市、大船渡市、栗原市、登米市、大崎市、気仙沼市及び南三陸町は支給しない。 |

## 4 今後の日程（案）

- 令和5年11月 庁議
- 令和5年11月～12月 11月通常会議にて審議
- 令和6年4月 施行予定